

FAX

送付のご案内

関西STS 柿久保 様

N P O

669-2321

篠山市

TEL: 079-

FAX: 079-

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、大変お世話になり、厚くお礼申し上げます。
下記のとおりFAXを送付させていただきますので、
ご査収ください。 敬具

本日、協議会の書類を市からもらいました。できるだけ早くとの思いから神戸
陸運部に本日、提出してきました。協議の文書にもあります通り、2カ所のタ
クシー営業所の5キロ以内は対象外とのことになりました。
陸運事務所に確認したところでは、5キロは法令の根拠はないが、協議を調え
るための合意事項である。また、79条許可は4条許可の補完的な制度であ
る。このため、今回の合意事項は正当である。

篠山市福祉有償運送運営協議会委員名簿

	所 属	氏 名
1	神姫グリーンバス株式会社 本社管内	中 谷 義 行
2	日本交通株式会社	中 川 梅次郎
3	有限会社高田タクシー	高 田 貴美彦
4	篠山市自治会長会	辻 乙 夫
5	篠山市民生委員児童委員協議会	佐 野 吉 男
6	篠山市身体障害者福祉協議会	園 田 茂 男
7	兵庫陸運部首席運輸企画専門官 兼	木 村 淳 三
8	神姫グリーンバス労働組合	小 森 英 樹
9	日本交通三丹地区労働組合	梶 川 俊 英
10	介護タクシー元気快 篠山に在り。	岩 本 寿 男
11	福祉移送サービス「くろまめ」	小 西 両 蔵
12	篠山市社会福祉協議会	西 垣 正 和
13	丹波健康福祉事務所 張四氏	永 井 郁 夫
14	篠山市福祉事務所	前 田 公 幸
オブザーバー	兵庫県高齢社会課介護者事業係	中 川 正 和

(敬称略・順不同)

事務局 保健福祉部地域福祉課高齢支援係

課長 横山 実

係長 福西 寿美子

主査 小倉 雄司

TEL 079-552-5346

FAX 079-554-2332

特定非営利活動法人

理事長 殿

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民の生活のために必要な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意に至ったので、その旨証する書類を交付する。

記

1. 運営協議会の名称及び対象市町村

名 称 篠山市福祉有償運送運営協議会

対象市 篠山市

2. 運営協議会にて合意に至った年月日

平成22年10月6日

3. 合意の内容

(1) 運送主体

特定非営利活動法人

(2) 運送の区域

篠山市内

(3) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

別紙のとおり

(4) その他特記事項

旅客の範囲は、道路運送法施行規則第49条第3号に規定するイ、ロ及びニに該当する者のうち、篠山市役所本庁舎およびJR篠山口駅から概ね半径5kmを越える地域に居住する者とする。

平成22年10月15日

篠山市福祉有償運送運営協議会

主宰者 篠山市長 酒井 隆明



理事長 様

付 帯 事 項

篠山市福祉有償運送運営協議会では、先に開催致しました運営協議会において出された意見を、下記のとおり付帯事項として整理・集約致しましたので、申し伝えます。

1. 旅客の範囲については、道路運送法施行規則第49条第3号に規定されているとおり「他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者」であることが前提となっており、それを遵守すること。
2. 道路運送法施行規則第49条第3号の二に該当する者を新たに会員に追加する場合、及び軽微な事項の変更の届出を行う場合について、事前に市事務局へ写し等を提出すること。
3. 運送者の適切な事業運営を目的として、運送実績等の確認のため、運行日報等関係書類の提出を依頼した場合は協力すること。

平成22年10月15日

篠山市福祉有償運送運営協議会

会長 前田 公幸